

令和7年度ダイオキシン類測定結果表

施設名	試料名	測定（採取）箇所	試料採取日 又は測定日	測定結果	基準値	単 位
南部桧山清掃センター	排ガス	ごみ焼却施設 1号炉	令和7年11月14日	0.21	10	ng-TEQ/m ³ N
		ごみ焼却施設 2号炉	令和7年11月7日	0.23		
		動物炉	令和7年11月6日	0.069		
	ばいじん	焼却灰	令和7年11月7日	1.2	3	
		1号炉集塵灰	令和7年11月14日	2.8		
		2号炉集塵灰※	令和7年11月7日	3.7		
		動物炉焼却灰	令和7年11月6日	0		
南部桧山衛生処理組合 最終処分地施設	放流水	施設内	令和7年11月13日	0.00037	10	pg-TEQ/L
	地下水	上流		0.062	1	
		下流		0.067		

※集塵灰について、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の内の附則第二条3項に記載があります。

南部桧山清掃センターは平成8年に設置され、セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう適正に処理しているため基準値の適用にはなりません。